

群馬大学国際交流会館規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成20.12. 1

平成21. 4. 1 平成23.10. 1

平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成29. 5. 1

(設 置)

第1条 群馬大学（以下「本学」という。）に，群馬大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

(目 的)

第2条 会館は，外国人留学生（以下「留学生」という。）及び外国人研究者（以下「研究者」という。）に居住の場を提供し，もって教育，研究上の国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(会館の施設)

第3条 会館に，留学生用施設，研究者用施設及び共用施設を設ける。

(職 員)

第4条 会館に，次の職員を置く。

(1) 館 長

(2) 留学生相談主事

(3) その他必要な職員

(館 長)

第5条 館長は，国際センター長（以下「センター長」という。）をもって充てる。

2 館長は，会館の業務を総括する。

(留学生相談主事)

第6条 留学生相談主事は，国際センター教員のうちからセンター長が指名する。

2 留学生相談主事は，入居した留学生の修学上及び生活上の諸問題について相談に応じ，指導又は助言を行う。

3 留学生相談主事の任期は2年とし，再任を妨げない。

(審 議)

第7条 会館の管理運営に関する重要事項は，群馬大学国際センター国際交流委員会において審議する。

(入居資格)

第8条 会館に入居できる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 留学生及びその家族（配偶者及び子供に限る。）

(2) 研究者及びその家族（配偶者及び子供に限る。）

(3) その他館長が適当と認めた者

(入居の申請，選考及び許可)

第9条 会館に入居を希望する者は、所属学部等の長を経て館長に申請するものとする。

2 会館に入居する者の選考及び許可は、館長が行う。

(入居の手続)

第10条 前条の規定により入居の許可を受けた者は、所定の期限内に入居の手続をしなければならない。

(入居許可の取消し)

第11条 入居を許可された者が入居の手続を行わないとき又は提出書類に虚偽の内容を記載した事実が判明したときは、館長が入居の許可を取り消すことができる。

(入居期間)

第12条 会館に入居することのできる期間は、1年以内とする。

2 館長がやむを得ない事情があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、入居期間を延長することができる。

(寄宿料及び使用料)

第13条 会館に入居した者（以下「入居者」という。）は、別に定めるところにより留学生にあっては寄宿料を、研究者にあっては使用料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の寄宿料又は使用料は、返還しない。

(光熱水料等)

第14条 入居者は、前条第1項の寄宿料又は使用料のほか、生活に必要な電気、ガス、水道料及びその他の経費（以下「光熱水料等」という。）を負担し、所定の期日までに納付するものとする。

(施設保全等の義務)

第15条 入居者は、会館の施設、設備、備品等の保全、防災及び保健衛生に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

(賠償義務)

第16条 入居者は、故意又は過失により、会館の施設、設備及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、速やかに館長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退 去)

第17条 入居者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会館から退去しなければならない。

(1) 入居許可期間が満了したとき。

(2) 第8条に定める入居資格を失ったとき。

(3) 正当な理由がなく第13条に定める寄宿料又は使用料及び第14条に定める光熱水料等を納付しないとき。

(4) 第16条に定める賠償義務を履行しないとき。

(5) 健康上の理由により会館における集団生活に適さないと認められたとき。

(6) その他会館の管理運営上著しく支障があると認められたとき。

2 前項第1号及び第2号による場合特別の理由があるときは、館長が退去の猶予を認めることができる。

3 第1項の規定により入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

(事務)

第18条 会館に関する事務は、国際課及び理工学部事務部において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。